

第 2 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和3年10月6日

(令和2年度決算)

(知事公室・総務部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和3年10月6日(水曜日)

午後1時0分開議

午後2時34分閉会

本日の会議に付した事件

議案第36号 令和2年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和2年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 令和2年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 淵 上 陽 一
副委員長 増 永 慎一郎
委員 鎌 田 聡
委員 井 手 順 雄
委員 池 田 和 貴
委員 前 田 憲 秀
委員 松 村 秀 逸
委員 山 本 伸 裕
委員 高 島 和 男
委員 大 平 雄 一
委員 島 田 稔
委員 西 村 尚 武

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 小 牧 裕 明
政策審議監 倉 光 麻里子
危機管理監 岡 村 郷 司
政策調整監 天 野 誠 史
秘書グループ課長 野 中 眞 治

広報グループ課長 櫛 本 麻 理

くまモングループ課長 浦 田 美 紀

危機管理防災課長 柴 田 英 伸

総務部

部 長 白 石 伸 一

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 村 上 徹

政策審議監 千 田 真 寿

総務私学局長 緒 方 克 治

首席審議員兼人事課長 城 内 智 昭

首席審議員兼財政課長 梅 川 日出樹

県政情報文書課長 鋤 本 亮 太

総務厚生課長 中 川 浩 徳

財産経営課長 永 松 浩 史

私学振興課長 橋 本 誠 也

市町村課長

兼県央広域本部総務部長 坂 野 定 則

消防保安課長 佐 崎 一 晴

税務課長 久保田 健 二

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 手 島 和 生

首席審議員兼会計課長 永 江 昌 二

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 藤 井 一 恵

局 長 西 浦 一 義

首席審議員兼監査監 伊津野 裕 昭

監査監 守 屋 芳 裕

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦

議事課課長補佐 松 本 淳 一

午後1時開議

○淵上陽一委員長 それでは、ただいまから

第2回決算特別委員会を開会いたします。

本日から審査に入りますので、委員及び執行部の皆様の御協力をお願いします。

次に、決算審査方法についてお諮りします。

お手元に配付しております令和3年度決算特別委員会審査方針(案)を担当書記に朗読させます。

○担当書記 それでは、お手元の令和3年度決算特別委員会審査方針(案)を読み上げます。

本委員会は、熊本地震からの復興途上にある中、新型コロナウイルス感染症の拡大、令和2年7月豪雨災害に見舞われた中での予算の執行等について、次のような審査方針の下で、執行部の説明及び監査委員の意見を聴取しながら、慎重に審査を行う。

- 1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。
 - (1) 歳入は適正に確保されたか。
 - (2) 歳出の執行に遺憾な点はなかったか。
 - (3) 主要な施策はいかに達成されたか。
- 2 財産管理は十分であったか。
- 3 執行体制に問題はなかったか。
- 4 法令違反等はなかったか。
- 5 前年度決算特別委員会の指摘事項は、どのように処理されたか。

以上です。

○淵上陽一委員長 決算審査方針は、この案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、今後、この方針に沿って審査を進めることといたします。

これより、本委員会に付託されました一般

会計及び特別会計決算の審査に入ります。

まず、手島会計管理者から挨拶と決算概要説明をお願いします。

○手島会計管理者 会計管理者の手島でございます。

執行部を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

令和2年度の一般会計及び特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条の規定に基づき、歳入歳出決算書等の調整を行い、9月定例会に監査委員の決算審査意見書を付して決算の認定に係る議案の提出を行っているところでございます。

なお、企業局、病院局並びに流域下水道事業の企業会計に係る決算につきましても、地方公営企業法に基づき、同様の手続を行っております。

今後、本委員会において、部局ごとに御審議をいただき、次の定例会におきまして決算の認定をお願いすることになります。

淵上委員長、増永副委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、御審議、御指導のほど、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、一般会計及び特別会計の決算の概要を御説明申し上げます。

着座にて御説明申し上げます。

お手元にお配りしております決算の概要に沿いまして、令和2年度における一般会計及び特別会計の決算を総括的に御説明申し上げます。

なお、数字に関しましては、記載の表や図を除いて、原則として1,000万円単位を切り捨て、億円単位で記載してございますことを御留意ください。

1ページをお願いいたします。

まず、一般会計決算における収支の状況でございます。

記載の表は、令和2年度の決算状況について、令和元年度と比較したものでございま

す。

その概況でございますが、一般会計の決算額の歳入は9,633億円で、前年度に比べ1,299億円の増加、歳出は9,267億円で、前年度に比べ1,154億円の増加となっております。

また、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支については365億円と、前年度に比べ144億円の増加、翌年度に繰り越すべき財源は152億円と、前年度に比べ37億円の増加、実質収支については213億円と、前年度に比べ107億円の増加となっております。

続きまして、2ページの上段、図1を御覧ください。

図1は、過去10年間の決算規模の推移を示しております。

令和2年度の決算額は、令和元年度より全体的に大幅な増加となりました。これは、熊本地震の発生により大規模となりました平成28年度及び平成29年度決算に次いで大きなものとなっております。

次に、3ページをお願いいたします。

歳入の状況でございます。

記載の表は、令和2年度の歳入の状況を令和元年度と比較したものでございます。

表の下の概況を御覧ください。

歳入の決算額は9,633億円で、前年度と比べて1,299億円の増加となっております。

決算額のうち、自主財源は3,708億円と、前年度に比べ161億円の増加となっております。一方、依存財源は5,925億円と、前年度と比べ1,137億円の増加となっております。

それぞれの占める割合は、自主財源が38.5%、依存財源が61.5%で、自主財源が前年度より4.1ポイント減少しております。

続いて、その次に「ポイント」と記載したところを御覧ください。

歳入の主な増加要因ですが、依存財源のうち、国庫支出金は、798億円の増加となっております。これは、主に新型コロナウイルス感染症対策に伴います交付金の増加によるも

のでございます。

自主財源のうち、諸収入は254億円の増加でございます。これは、主に中小企業貸付金に係る金融機関からの預託金回収金の増加によるものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

歳出の状況でございますが、記載の表は、令和2年度の歳出の状況を令和元年度と比較したものでございます。

表の下の概況を御覧ください。

歳出の決算額は9,267億円で、前年度と比べ1,154億円の増加となっております。

次に、その下のポイントを御覧ください。

歳出の主な増加要因ですが、商工費は、367億円の増加でございます。これは、主に新型コロナウイルス感染症対策による中小企業金融総合支援事業などの増加によるものでございます。

衛生費は、337億円の増加でございます。これは、主に感染症対策特別促進事業などの増加によるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

上段の(4)翌年度繰越しの状況について、表の下の概況を御覧ください。

翌年度への繰越額は2,164億円で、前年度と比べ1,062億円の増加となっております。中でも、災害復旧費の繰越額は、令和2年7月豪雨災害などにより、前年度と比べ442億円の増加となっております。

続いて、下段の(5)不納欠損の状況を御覧ください。

県税分とその他に分けて記載しておりますが、件数、金額ともに9割以上が県税であり、不納欠損額は2億円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

(6)収入未済額の状況でございます。

収入未済額は28億円で、前年度と比べ1億4,000万円の増加となっております。内訳といたしましては、県税が7割以上を占めておりますが、そのうち4億2,000万円は、新型

コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する徴収猶予の特例を適用したことによるものでございます。

下段の(7)不用額の状況を御覧ください。

不用額は829億円で、前年度に比べ489億円の増加となっております。主な内訳としましては、新型コロナウイルス感染症関連で、中小企業金融総合支援事業が328億円、災害関連で、団体営農地等災害復旧事業が43億円などでございます。

次に、特別会計決算について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

上段の表は、15の特別会計を合計した額を決算収支の状況としてまとめたものでございます。

なお、個別の特別会計の決算の状況につきましては、次の8ページ上段の表のとおりとなっております。

7ページにお戻りいただいて、表の下の概況を御覧ください。

特別会計全体の決算額は、歳入が3,419億円で、前年度と比べ42億円の減少、歳出は3,280億円で、前年度と比べ60億円の減少となっております。

なお、実質収支は137億円で、前年度と比べ22億円の増加となっております。

次に、ポイントでございます。

(1)の歳出額が増加した主な会計でございますが、公債管理特別会計で76億円の増加となっております。これは、一般会計債元金償還額の増加などによるものでございます。

次に、(2)の歳出額が減少した主な会計でございます。

中小企業振興資金特別会計で84億円の減少となっております。これは、令和元年度に行った被災中小企業施設設備整備支援事業に係る貸付けが令和2年度はなかったことによるものでございます。

9ページをお願いいたします。

上段の(2)翌年度繰越しの状況でございます。

港湾整備事業特別会計におきまして、4億円の繰越しを行っております。

中段の(3)不納欠損の状況でございます。

育英資金等貸与特別会計におきまして、表を10万円単位で表示しております関係で0と記載しておりますが、75万円の不納欠損処分を行っております。

下段の(4)収入未済額の状況でございます。

6つの特別会計で、貸付金の償還金など合計31億円の収入未済額があります。前年度と比べ1,000万円の減少となっております。そのうち、中小企業振興資金特別会計が最も大きく、全体の9割以上を占めております。

10ページの(5)不用額の状況を御覧ください。

不用額は、特別会計全体で49億円となっており、前年度と比べ9億円の減少でございます。

11ページをお願いいたします。

11ページ及び12ページは、財産に関する調書の総括表として財産ごとに取りまとめたものでございます。

続いて、13ページからは参考資料でございます。決算額の推移や基金関係の資料などとなっております。

以上で決算の概要の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、各部局からそれぞれの審議の中で御説明させていただきます。

委員の皆様方には、長期にわたる御審議をいただきます。何とぞよろしく申し上げます。

○ 淵上陽一委員長 次に、藤井監査委員から、決算審査意見の概要説明をお願いします。

○藤井監査委員 代表監査委員の藤井でございます。

4人の監査委員を代表しまして、決算審査の意見の概要を御説明いたします。

失礼ながら、着座にてさせていただきます。

お手元の青い冊子の書類をお願いいたします。

1ページです。

まず、第1、審査の対象ですが、一般会計及び15の特別会計でございます。

次に、第2、審査の方法ですが、記載しておりますとおり、4点に主眼を置きながら、関係部局に必要な資料及び説明を求め、慎重に審査をいたしております。

次に、第3、審査の結果及び意見の1、審査の結果でございます。

これが全体的な結論になりますが、調書の計数につきましては、様々な関係諸帳票等の計数と符合し、いずれも正確であることを確認しております。

また、財務に関する事務の執行においては、一部において改善または留意する事項が見受けられましたが、預け金、差し替え等の不適正な経理処理の事例は認められず、全体として、予算の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的、効果的に処理されていると認めたところでございます。

2ページをお願いいたします。

2、審査の意見についてですが、(1)財政状況等については、先ほど手島会計管理者から説明がありましたので省略させていただき、下のほうに記載しております主な財政指標等について説明いたします。

3ページの表を御覧ください。

一番上、財政調整用4基金の残高は総額281億円余と、前年度と比べて27億円余減少しています。

また、通常県債残高が8,748億円余と、前年度に比べ69億円余増加し、13年ぶりの増加

となっておりますが、増加率は0.8%にとどまっております。通常県債残高の抑制基調は維持されております。

次に、財政の弾力性を示す経常収支比率と財政健全化判断比率である実質公債費比率は、いずれも前年度より改善している一方、将来負担比率は、4年連続で上昇しております。

以上を踏まえ、表の下に記載のとおり、今後の景気動向や地方財政をめぐる状況の変化等に的確に対応できるよう、国への財政支援を継続的に働きかけるとともに、引き続き、行財政改革の取組を推進し、財源の確保を図っていく必要があるとの意見を付させていただいております。

次に、(2)未収金の状況です。

一番下の表、合計欄でございますとおり、特別会計も含めた令和2年度末時点の未収金総額は59億6,000万円余であり、前年度より2.3%増加しております。

4ページをお願いいたします。

未収金の約3分の1を占めますアの県税につきましては、前年度よりも6,000万円余増加しておりますが、これは、新型コロナウイルスの発生に伴う徴収猶予の特例の適用により、令和3年度まで猶予している4億2,000万円余を含んでおります。これを除けば3億6,000万円余の減少となります。

なお、個人県民税については、熱心な取組により、10年連続の減少となっております。

次に、イの県税以外については、全体では前年度より増加しています。

一方で、解消に向けた着実な取組により、滞納案件54件のうち、約半数以上の29件で未収金が減少しております。

そこで、今後とも、歳入の確保や負担の公平、公正の維持の観点から、個別の事情に留意しつつ、効果的な回収に努め、未収金の縮減を図るとともに、新規未収金が発生しないよう対策を講じていく必要があるとの意見を

述べさせていただいております。

続いて、(3)財務事務の執行状況について申し上げます。

まず、①定期監査の結果として、全体の状況を記載しておりますが、年間を通じて252機関の定期監査を実施した結果、全体としておおむね適正に処理されているものの、表に記載のとおり、一部に改善または留意を要する事項や課題が発生しております。

②財務事務の執行における主な課題として、幾つか事例を御紹介いたします。

5ページをお願いいたします。

まず、収入事務では、誤徴収が発生した事例として、県立学校の売店に設置された自動販売機の電気使用量メーターの確認を誤り、本来の料金より過大に徴収したものがございました。

次に、支出事務についてですが、まず、遅延利息が発生した事例が幾つかあっております。

また、入札手続に誤りがあった事例として、一般競争入札において、消費税率を誤って過大な最低制限価格で入札を行い、その後、落札者を変更したものがございました。

また、(ウ)国庫補助金の返還分として不要な支出をした事例として、国への実績報告を誤り、その実績報告に基づく国からの返還命令を受け、返還手続が必要と誤認し、不要な額を返還した事例がありました。

さらに、その返還に当たっては、出納整理期間であるにもかかわらず、歳入予算からの戻出、つまり収入の誤りを会計年度内に正す本来の手続を行わず、歳出予算を流用して支出されておりました。

次に、(エ)財源確保のために支出年度を更正した事例ですが、地権者に用地補償費を支払った後に、国への報告誤りにより、財源である国からの交付金が不足することに気づき、財源確保のため、システム上で支出の年度更正を行い、2か年度にわたって支払いを

行う処理に変更したものがございました。

最後に、その他、財産管理が不適切な事例として、1か月にわたって車検切れの公用車を公務に使用したものがございました。

そこで、次の6ページに、こうした課題が発生した原因や講ずるべき対策等について意見を述べております。

まず、課題発生の原因分析として、一義的には担当職員の不注意や理解不足に起因するものですが、併せて、管理監督職員のチェックなど組織的なチェック体制が不十分であることから発生しているものと考えられます。

また、全体的には、これまで、職員削減に加えて、熊本地震からの創造的復興や新型コロナウイルス感染症、豪雨災害への対応を支える多様な人材の任用や新規採用職員の増などにより、財務事務に不慣れな職員が増加し、財務部門が弱体化していることも課題発生の一因として挙げられるのではないかと考えております。

そこで、このような課題の発生を防止するためには、基本的な事項の遵守の徹底が重要であり、研修の充実や組織的な支援体制の強化を図るとともに、課題の多くが人為的なミスであるため、ICTを活用したデジタル化の体制づくりの推進も必要であると考えているところです。

また、昨年度から、事務的的確・適正な執行の確保に関する制度が導入されております。そこで、今後は、この制度を有効に活用しながら、財務事務の執行体制の強化に努めていく必要があると述べていただいております。

最後に、(4)新しいくまもとの創造に向けた取組みとして、総括的な意見を付させていただきます。

本県では、3つの困難に直面する中、本年3月に、新しいくまもと創造に向けた基本方針が策定され、この基本方針の下で、新型コロナウイルスの危機を乗り越えるとともに、2つの災

害からの創造的復興を熊本の発展につなげ、地方創生を実現することが求められています。

その実現には、安定的な財源確保や効率的な予算執行が不可欠であり、本県の財務負担の最小化のための制度拡充等を国に要望していくことが重要であります。将来、厳しい財政状況に直面することも想定されますので、現在策定中の中期的な財政見通しを踏まえ、将来にわたって持続可能な財政運営に取り組んでいただきたいとの意見を付させていただきます。

なお、3つの困難に対しては、現在、県職員一丸となって取り組まれているところですが、ワーク・ライフ・バランスの悪化やメンタル不調職員の増加が懸念されます。

そこで、ポストコロナを見据え、在宅勤務や時差出勤など柔軟な勤務体系も活用しながら、業務に携わる職員の健康管理に御留意いただくとともに、技術職員をはじめとする必要な人材の確保に御尽力いただきたいと意見を述べさせていただきます。

以上が決算審査意見でございます。よろしくお願いいたします。

○瀧上陽一委員長 これから各部局の審査に入りますので、会計管理者はここで所定の席へ移動してください。

（会計管理者、席を移動）

○瀧上陽一委員長 それでは、知事公室及び総務部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、知事公室長から総括説明を行います、続いて担当課長から順次説明をお願いします。以下、総務部の順にお願いいたします。

初めに、小牧知事公室長。

○小牧知事公室長 知事公室でございます。

知事公室の令和2年度決算概要につきまして、「決算特別委員会説明資料 知事公室」と表紙に記載しております資料により御説明させていただきます。

1ページの令和2年度歳入歳出決算総括表を御覧いただきたいと思います。

知事公室の決算は、一般会計のみでございます。

まず、歳入の決算状況でございますが、収入済額は1億6,572万円、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出の決算状況でございますが、支出済額は18億2,427万円余、繰越額は7,361万円余、不用額が8,507万円でございます。

詳細につきましては、各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀧上陽一委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○天野政策調整監 知事公室付でございます。

まず、本年度の監査状況につきましては、知事公室各所属においては、指摘事項はございません。

続きまして、決算特別委員会説明資料、知事公室により決算状況について御説明いたします。

資料2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、知事公室付は該当ございませんので、歳出について御説明いたします。

上段の一般管理費については、副知事秘書業務の委託費用でございます。

中段の企画総務費については、職員給与費でございます。

最下段の計画調査費については、知事から

の特命事項や年度途中で発生した重要事項への対応を行うための重要政策調整費などでございます。

不用額606万円余は、執行残でございます。

知事公室付は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○野中秘書グループ課長 秘書グループでございます。

資料の3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の4ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額2億4,526万円余に対し、支出済額2億4,072万円余となっております。歳出の内訳は、職員給与費、秘書課諸費、熊本地震追悼式事業でございます。

なお、不用額454万円余は、入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

秘書グループは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○樺本広報グループ課長 広報グループでございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、1段目の国庫支出金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、4,602万円を受け入れております。

右側の予算現額と収入済額との比較の欄でございますが、4,400万円余につきましては、事業の一部繰越しに伴います国庫補助金の減によるものでございます。

また、下段の諸収入の収入済額は114万円

余でございます。備考欄に記載しておりますが、その内訳は、広報誌等に広告を掲載する際の広告料でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

説明資料の6ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額4億5,800万円余に対しまして、支出済額3億5,900万円余となっております。

歳出の内訳としましては、職員給与費などの一般管理費、県広報誌の発行ですとか、テレビ、ラジオ、新聞での広報事業などに要する広報費でございます。

なお、不用額は2,500万円余でございます。入札及び経費節減等による執行残でございます。

続きまして、繰越事業について御説明いたします。

別冊の附属資料1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

まず、1段目に記載しております熊本地震復旧・復興関連広報事業費のうち、業務委託に要します2,300万円余を令和3年度へ繰り越しております。

繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、制作スケジュールに変更が生じたためでございます。

当該事業は、今年5月に完了いたしております。進捗率は100%でございます。

また、下段の新型コロナウイルス感染症関連広報事業費のうち、業務委託に要します5,000万円余を令和3年度へ繰り越しております。

繰越しの理由でございますが、令和2年度2月補正予算による事業でございます。年度内に十分な事業期間を確保できなかったためでございます。

現在の進捗状況は55%となっておりますが、今後、経済とのベストバランスを進める広報などを打つことによりまして、年度内執

行を進めてまいります。

広報グループは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

収入のうち、上段にある新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、くまモンスクエアの指定管理料のコロナ関係分に対する国庫補助金でございますが、予算計上時の想定より充当額が増えたため、調定額、収入済額は、予算現額よりも111万円余多くなっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、上段の総務費が、予算現額4,437万円余に対し、支出済額が4,412万円余となっております。

内訳は、右側備考欄に記載しておりますくまモンのイラストの使用許可に要する経費やくまモンを活用したPR事業でございます。

不用額24万円余は、執行残でございます。

次に、下段の商工費は、予算現額4億4,887万円余に対し、支出済額4億1,932万円余となっております。

内訳は、備考欄に8つの事業を記載しておりますが、主なものとしましては、3番目のくまモン隊の運営に要する経費及び2番目、7番目のくまモンを活用した国内外でのプロモーション推進事業などがございます。

不用額2,955万円ございますが、これは、経費削減及び昨年度県外で開催を予定しておりましたくまモンファン感謝祭等イベントを新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止したことに伴うプロモーション経費等の執行残でございます。

くまモングループは以上でございます。よ

ろしくお願いいたします。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はありません。

主な歳入について御説明いたします。

まず、上段の国庫支出金ですが、3段目の地方創生推進交付金は、2,225万円余を受け入れております。これは、熊本地震デジタルアーカイブ事業に関する国の交付金でございます。

続きまして、中段の諸収入でございますが、全体で7,196万円余を受け入れております。

内訳でございますが、下から3段目の防災行政無線負担金と下から2段目の防災情報ネットワーク負担金は、それぞれ管理運営に係る市町村等からの負担金でございます。また、最下段の雑入につきましては、令和2年7月豪雨災害に係る自治体等からの災害見舞金でございます。

10ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、防災センター整備事業分でございます。令和元年度からの繰越し371万円余を令和2年度の歳入で計上したものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

歳出について、主な事業について御説明申し上げます。

2段目、総務管理費の一般管理費についてですが、これは右側の備考欄に記載のとおり、当課の危機管理関係の職員給与費や当課及び地域振興局の災害待機のための時間外勤務手当等に係る経費でございます。

続きまして、3段目、防災費の防災総務費についてですが、これは、当課の防災関係の職員給与費をはじめ、防災対策費、防災情報共有基盤整備事業、また、熊本地震デジタル

アーカイブ事業などに係る経費でございます。

なお、不用額欄に記載しております1,780万円余につきましては、主なものは防災行政無線等の保守点検に係る執行残及び入札残でございます。

最下段、総務災害復旧費の総務施設災害復旧費についてですが、これは、令和2年7月豪雨により被災した県の震度計の緊急点検及び復旧に係る経費でございます。

危機管理防災課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○淵上陽一委員長 次に、白石総務部長から総括説明をお願いします。

○白石総務部長 総務部でございます。

総務部の令和2年度決算概要につきまして、お手元の「決算特別委員会説明資料 総務部」と表紙に記載しております資料により御説明いたします。

まず、1ページの令和2年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

総務部の決算に関連します会計は、一般会計、全国型市場公募地方債の発行に係る公債管理特別会計、それから市町村が行う公共施設の整備事業等に係る市町村振興資金貸付事業特別会計の3会計でございます。

これら3会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済額は7,736億8,546万円余、不納欠損額は2億6,143万円余、収入未済額は20億8,414万円余となっております。

不納欠損額と収入未済額は、県税及びその加算金に係るものでございます。

次に、3会計合わせた歳出の決算状況でございますが、支出済額は3,376億4,685万円余、うち繰越額は41億6,790万円余、不用額が27億9,500万円余でございます。

不用額の主なものは、復興基金を財源とする市町村事業への交付金の執行見込みと実績

との乖離に伴う執行残及び人件費の執行残、入札や経費節減等の執行残でございます。

以上が総務部の令和2年度歳入歳出決算の概要でございます。詳細につきましては、各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○淵上陽一委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○城内人事課長 人事課でございます。

決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査における指摘事項について申し上げます。

総務部は、消防保安課について御指摘をいただいております。後ほど担当課長から御説明申し上げます。

それでは、人事課の決算につきまして御説明申し上げます。

お手元、令和3年度決算特別委員会説明資料、総務部の2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

諸収入の各項目とも調定額どおりの収入となっており、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務管理費のうち、まず、一般管理費でございますが、職員41名分の給与費及び人事課で一括管理しております知事部局職員の災害対応等に伴う時間外勤務手当等でございます。

不用額2億1,016万円余の主なものは、この人事課で一括管理しております時間外勤務手当の執行残でございます。

次に、下段の人事管理費でございますが、知事部局職員の退職手当及び課の運営経費等でございます。

不用額2億1,639万円余の主なものは、退

職手当の執行残でございます。

人事課は以上でございます。

○梅川財政課長 財政課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明します。

財政課の歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済額との比較の欄を御覧ください。

中ほどの地方揮発油譲与税で1億5,000万円余、その下の自動車重量譲与税で5,000万円余の増となっております。これは、決算額が予算上の見込額を上回ったものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

2段目の地方交付税で11億4,000万円余、その下の交通安全対策特別交付金で2,000万円余の増となっております。これは、決算額が予算上の見込額を上回ったものでございます。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

一番下の繰入金ですが、12億3,000万円余の減となっております。これは、平成28年熊本地震復興基金で、基金を活用した事業の執行額が見込みを下回ったため、基金からの繰入額が少なくなったことによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

中ほどの諸収入で、宝くじ収入が1億3,000万円余の増額となっております。これは、宝くじの売上げが予算上の見込みを上回ったことによるものでございます。

おめくりいただきまして、8ページからは県債の収入が続きます。

全て調定額どおりに収入されております。

なお、一番上の県債の合計欄の予算現額と収入済額の比較が、853億円余の減となっております。これは、県債を財源とする事業の

予算を翌年度に繰り越したことなどによる差額でございます。

各事業の執行状況については、各部局の審査において説明させていただきます。

17ページまで県債が続きますので、御参照いただければと思います。

18ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明します。

総務費です。

不用額が1,500万円余ありますが、これは、財政課で一括計上しております赴任旅費の執行残等でございます。

一番下の予備費ですが、当初予算額2億円のうち約4,000万円を執行しましたので、1億6,000万円余が不用額となっております。

19ページをお願いいたします。

公債管理特別会計でございます。

この特別会計は、市場公募債やいわゆる借換債などの返済を管理するものでございます。

歳入につきましては、いずれも調定額どおりに収入されております。

おめくりいただき、20ページをお願いいたします。

歳出につきましては、市場公募債や借換債に係る元金及び利子の償還金並びに発行手数料等でございます。

財政課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○鉾本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、資料の22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものを説明いたします。

まず、上から3段目、文書費でございます

が、これは、行政文書の管理等に要する経費でございます。

不用額1,100万円余は、入札及び経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、一番下の段、大学費でございます。

これは、公立大学法人熊本県立大学に対する運営費交付金等でございます。

不用額800万円余は、修学支援法に基づく授業料等の減免について、申請者数が見込みよりも少なかったこと等に伴う執行残でございます。

県政情報文書課は以上でございます。

○中川総務厚生課長 総務厚生課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、24ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものを御説明いたします。

中段の人事管理費でございますが、支出済額4億8,510万円余となっております。その内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額2,504万円余の主なものといたしましては、庶務事務システムにおける維持管理費等の執行残によるものでございます。

総務厚生課は以上でございます。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はありません。

最下段に財産売払収入が1億3,500万円余ございますが、これは、老朽化により用途を廃止した職員住宅など8件の未利用県有財産等の売却収入でございます。

予算現額に対し、1億2,600万円余の増と

なっておりますが、年度途中で合志市に道路用地として7,200万円余の売却が成立した案件などが、時期の関係で2月補正予算に反映できなかったことによるものでございます。

なお、この詳細につきましては、別冊の決算特別委員会附属資料の8ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

おめくりいただき、27ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

中段の財産管理費は、県庁舎及び総合庁舎等の管理費や県有施設の集約化等に要する経費でございます。

3億4,300万円余が不用額となっておりますが、これは、維持管理費の維持管理の業務委託等に係る入札や経費節減に伴う執行残等でございます。

繰越しにつきましては、後ほど御説明いたします。

下段の災害復旧費ですが、これは、熊本地震で被災した県庁舎や総合庁舎等の災害復旧に係る経費でございます。

不用額が3,300万円余でございますが、入札に伴う執行残でございます。

次に、繰越しについて御説明いたします。

別冊の決算特別委員会附属資料の1ページをお願いいたします。

まず、県庁舎維持補修費につきましては、庁舎の空調熱源更新工事において、入札不調による再手続に不測の日数を要したことなどにより、7,900万円余を繰り越したものでございます。

2段目は、阿蘇総合庁舎の空調設備改修工事が入札不調により遅れたため、また、玉名総合庁舎の非常用発電機改修工事が関係機関との協議等に不測の日数を要したため、4,600万円余を繰り越しております。

3段目のFM推進県有施設集約化事業ですが、鹿本、球磨及び天草総合庁舎の集約化工

事等において、施設管理者との協議に不測の日数を要したことなどにより、3億1,600万円余を繰り越しております。

最後に、県庁舎等施設災害復旧費ですが、これは、熊本総合庁舎の解体工事及び防災センターと合築する県央広域本部庁舎建設工事において、工事工法の変更により不測の日数を要したため、4億8,600万円余を繰り越したものでございます。

いずれの事業も、年度内に完了する予定でございます。

財産経営課は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済額に差がある主なものについて、まず、歳入減となったものから御説明いたします。

28ページの高等学校等就学支援事務負担金、それから29ページの奨学のための給付金事業費補助、そして高等教育修学支援事業費補助及び私立高等学校授業料減免補助については、対象者が見込みより少なく、補助対象経費が見込みを下回ったことなどによる減でございます。

次に、歳入増となったものですが、同じく29ページの私立高等学校等経常費助成費補助について、国庫補助単価額が推計していた金額を上回ったことにより増となっております。

次に、31ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものについて御説明いたします。

下段の教育費ですが、私学振興費として118億4,700万円余の支出済額となっております。これは、私立学校に対する経常費補助金

や私立学校生徒への就学支援金、奨学のための給付金及び災害により被災した生徒への授業料等減免補助金などがございます。

また、教育費については、3億2,100万円余が不用額となっております。

不用額を生じた主な理由ですが、右側備考欄に事業名を列記しておりますが、このうち——次の32ページをお願いします。32ページの備考欄、19番の奨学のための給付金事業、22番の被災生徒授業料等減免補助事業、27番の高等教育修学支援事業、30番の私立中学高等学校修学旅行支援事業におきまして、対象者が見込みより少なかったことによるものでございます。これら4点で、不用額全体の約80%を占めております。

私学振興課は以上でございます。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

続きまして、36ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、不用額の大きい項目を中心に御説明をいたします。

まず、下から2段目、地域振興局費でございます。

これは、広域本部や地域振興局における管理運営や政策調整事業などに要した経費でございます。

不用額の1,600万円余につきましては、入札残や経費節減等によるものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。

一番下の段、自治振興費でございます。

これは、右側の説明欄に記載がございますが、市町村への宝くじ交付金、住民基本台帳ネットワークの運営経費、熊本地震復興基金交付金、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金などに要した経費でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど御説

明をさせていただきます。

不用額の10億7,000万円余につきましては、主に熊本地震復興基金交付金の執行残によるものでございます。

この交付金は、市町村を通じた間接補助として実施するものでございますが、住まいの再建など、それぞれの被災者の生活再建の進捗に合わせて事業執行を行うものでございます。市町村における事業進捗の遅れ等により、やむを得ず執行残が生じたものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

ここからは、熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額ともにございませぬ。

続きまして、40ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一番下の段の一般会計繰出金でございますが、これは、広域本部、地域振興局への政策調整事業の財源として繰り出したものでございます。

不用額の1,000万円余につきましては、繰り出し先事業の執行残によるものでございます。

最後に、翌年度繰越額について御説明をいたします。

附属資料の2ページのほうをお願いいたします。

2ページでございますが、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金事業費でございます。

この事業は、国の交付金を活用しまして、市町村が実施する新型コロナウイルス感染症対策を支援するものでございます。市町村の感染防止対策や地域経済の回復に向けた取組などを後押しするものでございます。新型コロナウイルス感染症が収束するまで事業を継続する必要があるため、28億2,500万円を繰

り越しさせていただいたものでございます。

この交付金につきまして、今年度当初は26のメニュー事業を用意しておりましたが、今年の5月に複数の市町村を訪問しまして、交付金の活用促進に向けて、メニュー事業の追加や要件等の見直しについて御意見等を伺ったところでございます。

こうした御意見を踏まえまして、9つの新規メニュー事業の追加と5つの事業の対象経費の拡充等を、今市町村のほうにお示しをしているところでございます。

今年度の各市町村からの交付申請の時期は、年度末の3月を予定しておりますが、7月に行いました調査では、市町村の執行見込額は約24億円となっております。既執行分の3億円と合わせると、繰越額の大半は執行できる見込みとなっております。

市町村課の説明は以上でございます。

○佐崎消防保安課長 消防保安課でございます。

初めに、今年度の定期監査における指摘事項につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料、定期監査指摘事項、A4 1枚紙ですけれども、御準備をお願いいたします。

指摘事項は「令和2年4月分の電気料金について、支払いが遅れたため、遅延利息140円が発生している。支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。」でございます。

事案の概要は、県防災消防航空センターの令和2年4月分の電気使用量料金につきまして、納付書の確認が遅れ、支払い期限を過ぎてしまったことにより、遅延利息140円が発生したものでございます。

対応状況につきましては、毎月支払いが必要な電気料金等につきまして、支払い漏れ、遅れがないよう、各料金ごとに請求書が届いているかも含めて、支出状況等を一覧表にし

て管理、共有し、毎月、各担当者と班長、経
理担当者等でチェックを行っております。

今後も、引き続き、適正な事務の執行を徹
底してまいります。

次に、決算の状況について御説明申し上げ
ます。

決算の説明資料の41ページをお願いいたし
ます。

まず、歳入につきまして、不納欠損額、収
入未済額ともにございせん。

主な収入といたしましては、41ページ3段
目から42ページの上から2段目にかけて
、手数料4,360万円余でございますけれど
も、消防設備士や危険物、高圧ガス、電気工
事等の免状交付、それから許認可等に係る手
数料収入でございます。

42ページ3段目からの国庫支出金の1,384
万円は、令和2年7月豪雨災害に伴い、県外
から応援に来ていただいた緊急消防援助隊の
活動に要した経費の国庫負担金及び消防団加
入促進や消防力強化モデル構築事業に係る国
庫委託金でございます。

43ページをお願いいたします。

最下段の雑入4,731万円余は、防災消防航
空隊隊員8名分の人件費に係る市町村負担金
等でございます。

次に、44ページをお願いいたします。

歳出について主なものを御説明いたしま
す。

4段目の防災総務費については、防災消防
ヘリコプターの管理運営費などに係る経費で
ございます。

不用額1,124万円余は、ヘリコプターの故
障など不測の事態に備えた緊急整備費及び燃
料調達費等の執行残でございます。

翌年度への繰越額につきましては、後ほど
御説明させていただきます。

続きまして、次の段の消防指導費でござい
ますが、消防学校の機能強化訓練事業や管理
運営費などに係る経費でございます。

不用額851万円余は、経費節減に伴う執行
残でございます。

それでは、翌年度繰越額について御説明い
たします。

別冊の資料の3ページをお願いいたしま
す。

上段の防災消防ヘリコプター管理運営費で
2,000万円を繰り越しておりますが、右側の
繰越理由欄に記載のとおり、ヘリコプターの
パイロット訓練カリキュラムを費用の安いフ
ランスで受講することとしておりましたが、
新型コロナウイルス感染症の影響によりまし
て、フランスに渡航できず、その経費を繰り
越したものでございます。

なお、現在の進捗状況につきましては、本
年7月にフランスでの訓練を終え、8月に実
地試験に合格し、既に免許取得となっております。

下段の消防学校教育訓練機能強化事業費で
ございます。

3億9,484万円余を繰り越しております
が、右側の繰越理由欄に記載のとおり、消防
学校の火災訓練施設の整備に当たりまして、
新型コロナウイルス感染症の影響で関東や関
西方面からの火災訓練装置のメーカーが熊本
に来ることができず、実施設計業務が遅れた
ことによりまして、施設整備費用を繰り越し
たものでございます。

現在、施設整備工事を施工中であり、年度
内に全て完成する見込みとなっております。

消防保安課は以上でございます。

○久保田税務課長 税務課でございます。

説明資料の45ページをお願いいたします。

まず、歳入に関しまして、県税の決算状況
について御説明申し上げます。

1段目の県税の欄を御覧ください。

予算現額は、2月議会において、当初予算
から117億2,200万円余の減額補正を行って
おりまして、1,504億1,800万円余と見込んでお

りました。これに対しまして、調定額は1,567億1,600万円余、収入済額は1,544億4,200万円余となっており、予算現額に対し、収入済額が40億2,400万円余上回っております。なお、前年度と比較しますと、35億7,700万円余減っております。

令和元年の10月の地方消費税の税率アップの通年化、平準化の効果はあったものの、法人県民税の税率引下げに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の見込みを大きく下回っており、特に法人県民税や法人事業税などは、いずれも前年度から10億円以上の減収となっております。

不納欠損額は2億5,000万円余となっており、収入未済額は20億2,300万円余と前年度から増加しております。

収入未済額の状況につきましては、後ほど詳しく御説明させていただきます。

以下、45ページ2段目の県民税から48ページ最下段、産業廃棄物税までが、税目ごとの状況です。今年2月の最終見込みの段階で、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んでいたため、おおむね予算現額を収入済額が上回る結果となっております。

特に、46ページ下から4段目の法人事業税については、予算現額を収入済額が18億7,000万円余上回っております。新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益の大幅な悪化に伴う減収を見込んでおりましたが、半導体関係を中心とする製造業が好調だったことが主な要因だと考えておりますが、減収幅が見込みよりも小さかったことによるものでございます。

49ページ1段目の地方消費税清算金から、51ページ最下段の利子割精算金収入までは、税外収入でございます。

50ページをお願いいたします。

3段目の寄附金は、いわゆるふるさと納税に係る寄附金収入です。

収入済額が予算現額を1億8,900万円余下

回っておりますが、前年度との比較では1億3,900万円余の増収となっております。

次に、下から3段目の諸収入は、主に税に付随する延滞金と加算金です。収入未済額が6,000万円余ございますが、これは全て加算金に係るものでございます。

次に、県税の収入未済額の状況につきまして、別冊の決算特別委員会附属資料で御説明いたします。

附属資料の4ページ、令和2年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

2の収入未済額の過去3か年間の推移としまして、平成30年度から令和2年度について、縦に税目ごとに、横に過年度分、現年度分、計の順番で収入未済額を記載しております。

各年度の計の最下段の合計欄を御覧ください。

県税の収入未済額は、平成30年度は19億9,800万円余、令和元年度は19億6,000万円余、そして令和2年度は20億2,300万円余となっております。

県税の未収金は、最も多かった平成21年度決算で55億8,000万円余となっており以降、令和元年度までは、10年連続で減少しておりましたが、令和2年度は、前年度から6,300万円余増加しております。

これにつきましては、5ページ下側の4、令和2年度の未収金対策を御覧ください。

先ほどの会計管理者、代表監査委員の説明と重複いたしますけれども、1、実施した取組内容の(1)新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者への対応の1つ目のポツに記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により納期限までに納税が困難な方については、徴収猶予の特例の活用等により柔軟に対応しております。

2つ目のポツに記載のとおり、収入未済額20億2,300万円余のうち、4億2,900万円余については、徴収猶予の適用により令和3年度

まで猶予し、収入未済額に計上されたもので、その結果、収入未済額が前年度から6,300万円余の増加となっているところでございます。

4ページの2、収入未済額の過去3か年の推移にお戻りください。

収入未済額を税目別で見ますと、1行目の個人県民税が全体の6割近くを占めておりますが、こちらは、平成23年度以降10年連続で減少しており、令和2年度は11億9,300万円余と、前年度に比べて1億9,900万円余、2億円近くを圧縮したところでございます。

再び5ページをお願いいたします。

先ほど少し触れましたが、5ページの下から6ページにかけて、令和2年度の未収金対策について記載しております。

県税の未収金対策につきましては、1、実施した取組内容の(1)から(4)に記載のとおり、税収の確保に取り組みました。

特に、収入未済額の6割近くを占める個人県民税につきましては、6ページ3行目の(4)個人県民税の徴収強化対策のとおり、重点的に取り組んでおります。

①に記載のとおり、県職員が市町村職員の身分を有する併任徴収や市町村から県への徴取引継ぎなど、市町村への直接支援に取り組むとともに、②に記載のとおり、職員のスキルアップや業務効率化等の業務プロセス改善のための間接的な支援を行うことなどにより、徴収率向上に向け市町村と連携して取り組んだところでございます。

2の取組の成果を御覧ください。

(1)徴収率につきましては、徴収猶予の特例の影響もあり、現繰計全体で98.5%と、過去最高だった前年度の98.6%から0.1ポイント低下しており、(2)滞納繰越額につきましても、先ほど御説明しましたように、前年度から6,300万円余の増加となっております。

(3)重点税目である個人県民税と自動車税につきましては、いずれも徴収率は改善して

おります。

3の令和3年度以降の未収金対策としましては、(1)に記載のとおり、税負担の公平性の観点から、法令等に基づき、適正かつ厳正に取り組むことを基本としつつ、(2)及び(3)に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨、平成28年熊本地震による県民生活への影響を踏まえ、納税者の皆様の生活状況等を的確に把握した上で、適切な対応に努めてまいります。

(4)の個人県民税の徴収強化対策につきましては、これまで同様、市町村と一体となった徴収強化対策に取り組むとともに、市町村の実情に即した支援を行ってまいります。

さらに、(5)納税者の利便性の確保策としまして、令和3年4月からは、電子マネー、ペイペイ、LINEペイによる県税納付を開始しており、今月からはauペイ、d払い、Jコインも追加しまして、キャッシュレス決済の普及に即した納税環境の整備に取り組んでいるところでございます。

以上が歳入に関するところでございます。

次に、歳出でございますが、お手数ですが、再び決算特別委員会説明資料のほうにお戻りください。

説明資料の52ページをお願いいたします。

下から3段目の税務総務費は、税務行政の管理運営に要する経費、その下の賦課徴収費は、納税者に対する過誤納還付金や市町村に対する徴収取扱い等の経費で、不用額は、執行残と経費節減等によるものでございます。

次に、52ページの最下段の諸支出金ですが、53ページ1段目のゴルフ場利用税交付金から55ページ下段の法人事業税交付金までが、県に納付されました税収の一定割合を市町村へ交付する交付金などでございます。

不用額は、税収等が予算の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

税務課からは以上でございます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○高島和男委員 冒頭、監査委員のほうから主な財政指標ということで御説明をいただきました。3ページでございますけれども、その中で経常収支比率の御説明がございました。

3か年見ておりますと、令和元年度から比べますと随分と改善をしたということで、自由度が高まるという意味では非常によかったと思うんですけれども、財政状況資料集の中で、令和元年度の経常収支比率に関して、事業見直しによる経常経費を抑制していこうということを分析されております。性質別の歳出で、どこをどう見直されて、こういうふうに改善をされたのかということをお教えください。

○伊津野監査監 監査委員事務局でございます。

ただいまの御質問につきましてなんですが、具体的な詳細につきまして当方のほうで把握はしておりませんが、この経常収支比率が改善いたしましたのは、公債費比率等も改善をしてきているところでございます。起債の抑制等によりまして、この公債費比率のほうも減少しております。経常収支比率はこの公債費比率も反映しているところでございますので、その要因としては、一つ、公債費のほうが増少しているということもあろうかというふうにご考えているところでございます。

性質別にどういうものが改善されたかにつきまして、ちょっと当事務局のほうでは、大変申し訳ありませんが、把握していないところでございます。

○高島和男委員 分かりましたら、後でも御紹介、御説明をお願いしたいと思います。

○伊津野監査監 申し訳ありません。

○高島和男委員 続けて、もう1点いいですか。

今ちょっと御説明ございましたけれども、実質公債費比率のほうは7.7ということによってなっているんですが、逆にその将来負担比率というのはずっとこの3年上がっておりますね。どちらかという、その実質公債費比率も上がってもいいから、将来負担比率はやっぱり下がったほうがいいんじゃないかと個人的には思うんですが、いかがでしょうか。

○伊津野監査監 委員おっしゃるように、そういうような傾向にあるのが一番よろしいかというふうにご考えておりますけれども、実質公債費比率、将来負担比率、それぞれ算定の基礎がございまして、実質公債費比率につきましては、例えば、交付税に算入される分などを歳入した上でこの比率を出してきております。また、公債費自体も下がってきておりますので、それでこの数値が下がってきているところでございます。

将来負担比率につきましては、将来どれくらい返済する必要があるかというものでございますけれども、これにつきましては、様々なその数値、そういうような交付税措置等もございまして、交付税措置が低いもの等もございまして、将来負担比率については上昇をしているというふうなところもあるかというふうにご心得しております。

○高島和男委員 財政状況資料集の分析の中でも、あんまり変わらないんですけれども、健全な財政運営に努めるんだと、事業見直しをしながらということで、それでもなおかつ上がっていているということは、やっぱり

きちっとやっていたらしゃるのかなという思いがしなくもないんですね。やっぱり将来負担比率というのは、先ほどおっしゃったように、将来に関わることでですから、できるだけやっぱり下がっていく傾向が好ましいと思いますので、ぜひ数値としては下げる方向で努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○梅川財政課長 ただいまの将来負担比率に関する内容で、財政課のほうから若干補足をさせていただきたいと思います。

将来負担比率がここ数年上昇している大きな要因としまして、5年前の熊本地震、それから昨年令和2年7月豪雨災害による災害復旧事業を中心とした県債の発行が続いております。立て続けに大きな災害が重なりましたものから、やむを得ず必要な事業はきちんとやるために、必要な県債発行は続けておりますので、その結果が将来負担比率の上昇傾向という形で出てきております。

これは、こういった大きな災害がありますと、県の財政運営ですとか、そういったものをできるだけ改善していこうという方向で予算を組んだり執行したりはしておりますけれども、繰り返しになりますけれども、こういった大きな災害の復旧事業などをしっかり実施するためには、やむを得ず県債も活用しながら事業をしっかりと実施していく必要がありますので、その結果が、この将来負担比率の上昇傾向ということで見られているというふうを考えています。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 くまモングループになりますけれども、すみません、ちょっと私がうろ覚えで申し訳ないんですけども、くまモンの

海外でのいろんな利用になった場合に、そのロイヤルティーが入ってきて、それで浮いた部分は一般財源で使えるとかというような話からたしか始まったと思うんですけども、今ちょっと現状を教えてくださいたいと思います。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

くまモンのイラスト利用の商品に使う海外展開につきまして、平成30年度から始めておりますが、今現在、海外での商品利用というのは順調にやっているんですが、それでロイヤルティーを、一定の収入は上がっているんですが、一方で、中国等で不正利用対策、いわゆる偽物対策、こちらのほうに力を入れておりまして、現在は、収入を上回る不正対策利用の経費がかかっておりますため、現時点では、まだ県への収入、ロイヤルティーは入ってきておりません。

コロナの状況もあるので、まだ確定ではございませんが、令和4年度以降ぐらいには、くまモンの商標の財産貸付収入ということで、県に幾らかの収入が入ってくる見込みでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、今、ざっとというか、どのくらいのロイヤルティーがあって、不正利用でどのくらい使っているのか、ちょっと金額を教えてくださいましたら。

○浦田くまモングループ課長 現在、くまモンの海外の商品利用につきましては、くまモンのイラスト等の商標を海外でキャラクター事業を行っております会社に貸し付けまして、そちらのほうで運営をさせていただいております。

ロイヤルティーのほうにつきましては、ちょっと個別の企業のロイヤルティーの中身にもなりますので、ここは、申し訳ありません

ん、公表はしておりません。

○鎌田聡委員 じゃあ、すみません。中国の不正利用対策でどのくらい出しているんですか。

○浦田くまモングループ課長 不正利用対策につきましても、ちょっと金額的なものはあんまり出しておりませんで、例えば、金額でなくて件数等でもしよろしければ、不正利用対策ということで、平成30年度現在で、冒認商標といって、くまモンの利用の資格がないのに、これを偽物を本物として登録しているような案件が500数十件ございました。それから、一つ一つ対策をしまして、現在、半分程度はそれを取り消しております。

それ以外に、偽物の個別の一つ一つをちょっとやるというのはなかなか大変なので、大口の、例えば展示会等で、大規模なくまモン関連商品を取り扱っているようなところで、警告文の発出とか行政摘発などを随時行っているところです。最近では、コロナの影響であまり大きな展示会等はございません。

○鎌田聡委員 ロイヤルティーを不正とかなんていうのはちょっと理解はできるんですけども、偽物対策が、幾ら出して、どこから出ているのかもちょっと分からないので、それはどこかで明らかにすべき事項じゃないかなと思うんですけども、これは出せない理由を教えてくださいと思います。

○浦田くまモングループ課長 先ほど申し上げたとおり、くまモンの商標権を海外のキャラクター事業をされていらっしゃるところに今貸し付けておまして、その会社の中でロイヤルティー収入も不正利用対策費も全部出していただいているところです。

なので、その企業さんのほうで、不正利

用対策が今既に累積しているような状況で、そこにロイヤルティーでマイナスを埋めていくような、だから県の歳入、歳出には一切出てきません。

○鎌田聡委員 仕組み的にはちょっと理解できました。

そのうち、令和4年度ぐらいから期待ができるという状況にあるということははっきりしているんですね。

○浦田くまモングループ課長 一応、その見込みであります。

○鎌田聡委員 分かりました。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○前田憲秀委員 知事公室の説明資料の6ページ、広報グループさんにちょっとお尋ねをしたいんですけども、広報費、不用額が2,540万ということで、やっぱりコロナ禍で、県の広報、新聞、テレビ、ウェブ、様々充実をすべき、していращやと思うんですけども、先ほどとちょっと重なるかもしれませんが、不用額をもう一回御説明いただいでいいでしょうか。

○樺本広報グループ課長 不用額の主なものといたしまして、新型コロナウイルス関連の広報事業費といたしまして1,010万円余、そしてあと首都圏等広報強化事業の不用額として630万円余なんですけれども、中身的には、新型コロナウイルス関連広報事業は委託料の執行残でございまして、あと一般役務費の執行残ということで、あと復旧・復興首都圏等広報強化事業につきましましては、これもまた委託料と活動旅費等の執行残というものが主なものになっております。

○前田憲秀委員 これは令和2年度ですので、コロナウイルスで当初の見込みがやはりできなかったというニュアンスでいいんですかね。

○樺本広報グループ課長 御理解のとおりでございます。

○前田憲秀委員 それではですね、備考の下に主な事業の内容とあるんですが、例えばウェブの活用広報事業、SNS広報、こういうのは、次年度にはやはり充実、私のイメージとしてはそういうふうに理解すればいいんですかね。

○樺本広報グループ課長 ウェブ活用広報事業ですとかSNS広報という、特にSNS広報につきましては、今後、やはり広報媒体の動きといたしまして、SNSをいかに有効に活用していくかというのは大きな課題ということで、令和2年度からSNS広告ということで事業化いたしております。

この傾向といいますか、このSNSをいかに有効に使っていったら県政情報を若年層まで広げていくような、幅広い県民の方に県政情報をキャッチしていただくという体制をつくるという上で、こういったウェブを活用、SNSを活用というところは強化していきたいと思っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

しっかり目標値に向かって、できるように頑張ってくださいと思います。

○樺本広報グループ課長 ありがとうございます。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○高島和男委員 今前田委員のほうから広報費の件について質問がございましたけれども、頂いている主要な施策の成果表を見ますと、今おっしゃったウェブですね、登録者数が3万2,211人ということで記載をされておりますけれども、これは増えたんでしょうか、例年から比べると。

○樺本広報グループ課長 3万2,000人という登録者数でございますが、都道府県の発出しております無料のメルマガというところでしますと、実は、登録はランク1位でございます。1番手でございます。ですけれども、都道府県自体のメルマガの登録者というのが、そもそも、先生も御理解と思えますけれども、なかなか多い数ではないので、ここはもう相当に、さらに努力の余地はあると思っております。

○高島和男委員 それと、もう1点なんですけれども、ホームページのほうもリニューアルをされたということで、310万件のアクセスがあったということでございますけれども、昨年度、やっぱりコロナということもございまして、かなりアクセス数は増えたんじゃないかと思うんですが、この310万件、どういった数値なんでしょうか。

○樺本広報グループ課長 細かい分析の数は手元にはございませんので、具体的な項目ごとのお答えはできないんですけれども、やはりコロナ関係、非常にアクセス数増えておまして、また、リニューアルに伴いまして、最初のポータルページにですね、コロナの給付金、協力金のページですとか、あるいは実際のワクチン接種状況ですとか、そこをクリックすれば詳細に入れるように、より見やすい作り込みをいたしておりますので、その点も皆様御利用しやすいということで、数とし

ても反映しているのではないかなと理解しております。

○高島和男委員 先ほどおっしゃったように、やっぱりウェブであったりSNSというのが主流になりつつあると思いますので、ぜひ入り込みやすい、そしてまた、若い人たちも見やすいような形で御努力をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○樺本広報グループ課長 ありがとうございます。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○池田和貴委員 財政課、資料の7ページ、宝くじの収入なんですけれども、予算現額に対して収入が1億3,000万上がっているんですね。大体、宝くじって堅めに見るので、減ることはあっても増えることはないんじゃないかと思ったんですが、これは何か特別なあれがあったんですかね。

○梅川財政課長 財政課でございます。

宝くじの収入につきましては、あくまでも予算の段階では手堅く見積もっております関係で、実際の収入としては、予算よりも多く入ってきたということでございます。

○池田和貴委員 そういうことか。なるほどね。はい、分かりました。

○島田稔委員 ちょっと総括的な質問になりますので、何課の資料の何ページということはないんですが、令和2年度は、3月に知事選挙がありました。新しい知事が執行権の役割を担うわけですから、そういった意味では、現知事が4期目当選をされた。当時、我

々は、6月定例会で義務的な経費、いわゆる骨格予算といいますか、それから、9月定例会で投資的経費の政策予算というふうに聞いておりました。

そういった中で、7月の豪雨で結局政策的な予算が12月に繰り越されてきた。したがってもう年末に議決するわけですから、いわばもう年明けの1月、2月、3月しか期間がないと、そういった中で、特に新規事業なんていうのはどうなのかなと思ったりはしますが、そこら辺の事業の進捗というか、そういった執行というか、そういうことについてちょっとお尋ねをしたいなと思うんですが、いいですか。

○淵上陽一委員長 そういうことを聞くところではないですよ。答えられないですよ。

○島田稔委員 財政課長あたりもおられるから、ここでかなとちょっと僕は思ったんですけれども。

○梅川財政課長 財政課でございます。

今委員御指摘のとおり、令和2年度の予算につきましては、当初予算が骨格編成でございました。御指摘のように、6月補正、9月補正を中心に、政策的な事業については肉づけ予算ということで編成をしてまいりました。昨年の7月豪雨災害の関連もございまして、その災害に関連する予算の補正も行ってきております。

そういった状況もございまして、委員御指摘のように、残り数か月という段階で予算化をやるのいいかどうかというのも、それぞれ各部局で検討の上、中には予算化をして繰り越したのもあるかと思いますが、予算化をしばらく見送って、令和3年度の当初予算において新規の事業としてスタートしようという判断をしたものもあるかと思えます。

参考までに、令和2年度から令和3年度への繰越額を御紹介しておきますと、一般会計、特別会計合わせまして2,168億円を繰り越しております。ですので、令和2年度中に予算化した事業のうち、2,000億円を超える事業費については、令和3年度に執行予定というような状況でございます。

この繰越額につきましては、経済対策の有無ですとか災害の有無によって大きく変動しますので、一概には比較はできませんけれども、大きな災害や経済対策がなければ、一般的には500億から1,000億の範囲ぐらいが繰越額の通常の間敷帯であろうと思っております。

そういった状況の中で、2,000億円を超える繰越しが発生しているということを見ますと、昨年の豪雨災害の事業ですとか政策的な事業も、一部令和3年度に繰り越して執行を計画しているという状況ではないかと思えます。

以上です。

○島田稔委員 大体分かりました。ありがとうございました。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○山本伸裕委員 税務課のほうにお尋ねします。

徴収対策、未収金対策のところ、徴収強化ということで差押えのことの言及がございましたが、差押件数というのは、総務部の附属資料の6ページの冒頭にある預金、給与、債権差押件数806件、その他の差押件数822件、これが令和2年度の実績というようなことになるんですかね。

○久保田税務課長 税務課でございます。

附属資料の6ページの一番上のところに書いておりますけれども、こちらちょっと分か

りづらくて申し訳ございません。下の822というのが、上の806も含んだものでございまして、822件のうち、現金、給与の差押えが806件、残りが不動産が11件、それから自動車を5件差し押さえていると、そういった内訳でございます。

○山本伸裕委員 分かりました。

この問題ではちょっと前も取り上げたことがあるんですけども、差押禁止のことがありますよね、年金であるとか、児童手当であるとか。それが、一回預金に振り込まれたら、それはもう預金債権、預金債権というか、差押禁止の債権じゃなくなるんだというような解釈で実行しておられるんですけども、この預金、給与等の債権差押件数の中で、もともとそういう差押禁止、債権が振り込まれたものが含まれているものというのは、まあ多分、今分からないと思うんですけども、それをちょっと教えていただきたいんですよ。恐らく分かると思うんですけども。

○久保田税務課長 今手元の数字では、その預金の中に差押禁止財産が振り込まれた部分というのがどの程度あるのかというのは、申し訳ございません、今ちょっと手元に数字はございませんけれども、ただ、基本的な考え方としまして、以前の大阪高裁の判決あたりを踏まえた御指摘かと思えますけれども、私どもとしましては、その大阪高裁の判決も、平成10年の最高裁の第三小法廷の判決、差押え等禁止債権の振込によって生じた預金債権は、原則として差押え等禁止債権としての特性を有しない、ですから差押えの禁止財産には当たらないというその考え方を大阪高裁も踏襲した上で、ただ、個別の具体的な事例の中で、実質的に差押禁止財産を差押えするようなものについては、違法だという判断をしたというふうに理解しております。

ですので、私どもとしましては、この預金債権の中には、もちろんその給与ですとか児童手当とか含まれている部分もあるかもしれませんが、私どもとしては、預金債権として差押禁止財産に当たらないものを全て差し押さえているというふうに、そういった事務処理を行っているというところでございます。

○山本伸裕委員 そこはちょっと論争があるところで、私は見解が違うんですけども、この822件の件数の推移ですね。ちょっと経年的に見た場合に、前年度あるいはその前から比べてどうなのかというようなことも教えていただきたいのと、それからさっき言いました、差押禁止の事項が含まれているのかどうかというの、分かれば後で教えていただきたいと思うんですけども、それはいいでしょう。

○久保田税務課長 申し訳ございません。その辺りは確認いたしまして、後ほど御説明させていただきます。

ちなみに、一昨年度は900件ほどの差押えがございましたので、元年度と2年度の中では100件ほど差押えの件数は減っているという状況ではございます。また詳しくは後ほど御説明させていただきます。

○山本伸裕委員 はい、分かりました。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次回の第3回委員会は、10月8日金曜日午前10時に開会し、午前中に企画振興部、午後から健康福祉部の審査を行うこととしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後2時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長